

## 介護予防・日常生活支援総合事業の実施と区民への周知について

### 1 現行サービスから総合事業への展開イメージ

別紙1のとおり

### 2 総合事業における委託事業者の公募

短期集中予防サービスのうち運動機能改善プログラム（テキパキ運動機能改善プログラム）及び音響機器活用プログラム（ワイワイカラオケ体操プログラム）については、介護予防事業として生活機能改善への創意工夫等を中心に事業者の信頼性・社会性等を併せて総合的に判断し、最適な事業者を選定するため、企画提案公募型事業者選定方式により順次公募を進めていく。

### 3 「なかの元気アップ体操」の制作

元気な高齢者から虚弱高齢者までが、自主的に地域のサロンや自宅等で取り組めるものとして、また区が広く住民主体の活動へ介護予防等を普及していくための仕掛けとして、中野区オリジナルの体操「なかの元気アップ体操」を制作・普及し、介護予防や認知症予防の取り組みを推進していく。

体操は、元気高齢者向けと座位で行う虚弱高齢者向けのものとする。

### 4 介護予防講演会

地域での介護予防の取組みを拡げていくため、下記のとおり講演会を行う。  
なお、この講演会において「なかの元気アップ体操」を発表し、参加者に体験してもらう。

#### ○介護予防講演会

日時：平成29年3月12日（日）午後2時～4時

場所：帝京平成大学中野キャンパス

内容：介護予防の必要性などを区民へ広く啓発する機会とする。

講演：青木 主税氏

（帝京平成大学健康メディカル学部理学療法学科教授）

### 5 総合事業区民周知用パンフレット

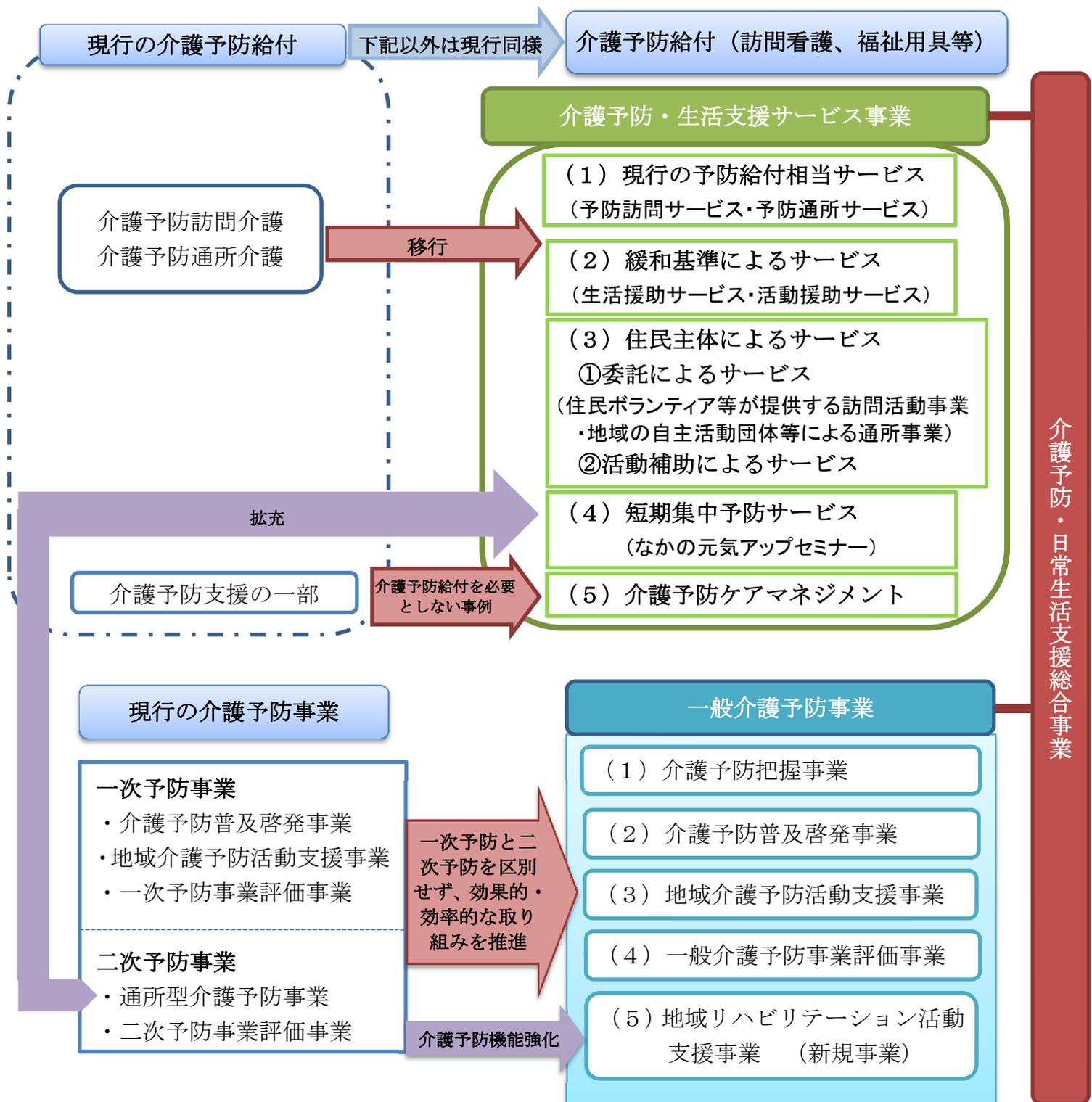
別添のとおり

## 6 事業開始に向けたスケジュール

- 平成29年1月 区民周知用パンフレット作成  
要支援1・2のうち対象者への総合事業の案内開始  
要支援1・2の更新案内に総合事業の案内チラシ同封  
委託事業者公募（短期集中予防サービスのうち運動機能向上プログラム及び音響機器活用プログラム）
- 2月 総合事業開始のご案内 区報（20日号）、ホームページ掲載
- 3月 地域包括支援センターにおいて、基本チェックリストによるサービス事業対象者の判定開始  
介護予防講演会「なかの元気アップ体操」発表  
地域包括ケアシステム推進プラン策定
- 4月 総合事業開始  
区報（5日号）特集、ホームページ掲載

# 現行サービスから介護予防・日常生活支援総合事業への展開イメージ

<H29年4月より開始予定>



元気・笑顔でいるために  
はじめよう！ 続けよう！  
**健康生活**



こんな方にオススメ！

みんなで体を動かしたい



つまづきやすくなった



あまり外出しない



趣味の活動に参加したい



あなたの健康生活のヒントは、きっと、このパンフレットの中にあります。



# 1 あなたの生活を振り返ってみましょう。

年齢とともに心身の機能が低下するのは当たり前と思いませんか？心身の機能低下などのサインを放っておくと、悪循環におちいり、気づかないうちに介護が必要な状態になることもあります。まずは、ご自身の現在の状況をチェックして、生活機能の低下のサインに気づきましょう。

## 黄色に該当する項目を数えてください。

- 1 バスや電車で1人で外出していますか  はい  いいえ
- 2 日用品の買い物をしていますか  はい  いいえ
- 3 預貯金の出し入れをしていますか  はい  いいえ
- 4 友人の家を訪ねていますか  はい  いいえ
- 5 家族や友人の相談にのっていますか  はい  いいえ
- 6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか  はい  いいえ
- 7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか  はい  いいえ
- 8 15分位続けて歩いていますか  はい  いいえ
- 9 この1年間に転んだことがありますか  はい  いいえ
- 10 転倒に対する不安は大きいですか  はい  いいえ
- 11 6ヶ月くらいで2~3kg以上の体重減少はありましたか  はい  いいえ
- 12 身長(          cm)      体重(          kg)  BMI 18.5未満
- ※BMI(体格指数) = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)
- 13 半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか  はい  いいえ
- 14 お茶や汁物等でむせることはありますか  はい  いいえ
- 15 口の乾きが気になりますか  はい  いいえ
- 16 週に1回以上は外出していますか  はい  いいえ
- 17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか  はい  いいえ
- 18 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか  はい  いいえ
- 19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか  はい  いいえ
- 20 今日が何月何日かわからない時がありますか  はい  いいえ
- ここ2週間
- 21 毎日の生活に充実感がない  はい  いいえ
- 22 これまで楽しんでやれたことが楽しめなくなった  はい  いいえ
- 23 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる  はい  いいえ
- 24 自分が役に立つ人間だと思えない  はい  いいえ
- 25 わけもなく疲れたような感じがする  はい  いいえ



# 2 毎日の差は一生分の差となってあらわれます。今から健康生活をスタートしましょう。

生活機能の低下のサインはありましたか。あなたにあったプログラムに参加しましょう。

## 1~20のうち10項目以上該当 心身両面の活動力を維持・向上したい方へ

・ワイワイカラオケ体操プログラム・・・P.6へ  
最新のカラオケ機器を活用し、体操や歌唱を組み合わせたプログラムを行い、継続的に日常生活の活動量を増やしていくことを目指します。

## 6~10のうち3項目以上該当 歩き続けられる体づくりをしたい方へ

・テキパキ運動機能改善プログラム・・・P.6へ  
運動機能の低下の改善に向け、筋力向上やバランス等の向上のための運動を学び、実践します。

## 11・12の両方に該当または13~15のうち2項目以上該当 お口の働きを維持・向上したい方へ

・食べる幸せ 口腔機能改善プログラム・・・P.6へ  
お口の働きは、体のバランスをとる役割も果たしています。口腔機能の改善に向け、歯みがきや口の体操を学び、実践します。栄養についても、合わせて学びます。

## 18~20のうち1項目以上該当 あれ・これ・それが出始めた方、脳に喝を入れたい方へ

・脳喝(のうかつ)プログラム・・・P.6へ  
運動と認知課題(計算など)を組み合わせた軽体操を行い、脳の活性化を目指します。

## 16に該当 または 21~25のうち2項目以上該当する方へ

まずは、気になったプログラムに参加してみてください。ストレスの解消につながるかもしれません。

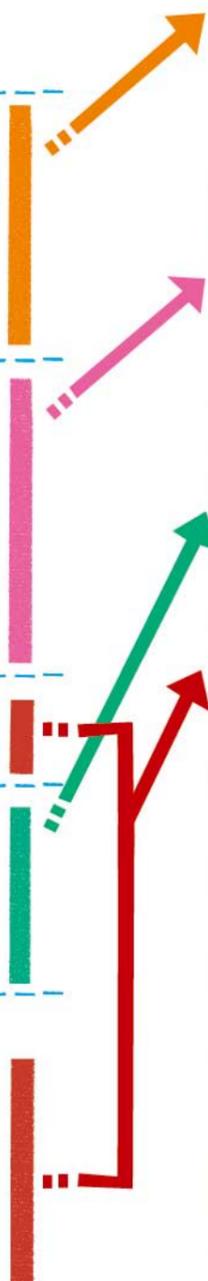
## 上記のいずれかに該当する方へ

上記のプログラム以外にも、サービスがあります。地域包括支援センターに相談のうえ、ご自身にあった介護予防に取り組みましょう。

- ・予防訪問サービス、生活援助サービス・・・P.4へ
- ・住民ボランティア等が提供する訪問活動事業・・・P.4へ
- ・予防通所サービス、活動援助サービス・・・P.5へ
- ・地域の自主活動団体等による通所事業・・・P.5へ

## 上記のいずれにも該当しない方へ

ぜひ、身近な地域の施設を活用して、健康づくりに取り組んでください。・・・P.7へ





日常生活の支援が必要と感じる方は、  
地域包括支援センターにご相談ください。

充実した生活を送れるよう、具体的な目標を  
決め、ご自身でできるようなことが増えていく  
ための方策をいっしょにかんがえます。

## 訪問による日常生活支援サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等が  
ご自宅を訪問し、食事の調理や掃除等を利用者と共に行い、利用者自身が  
できることが増えるように支援します。

### 訪問介護事業者が提供するサービス

平成29年  
4月開始

● サービスの名称	予防訪問サービス	生活援助サービス
● サービスの内容	・身体介護 (例:入浴介助、排せつ介助等) ・生活援助 (例:掃除や食事の準備等)	・生活援助 (例:掃除や食事の準備等)
● 提供時間	1回 90分まで	1回 60分まで
● 費用	自己負担(1割)の目安 週1回の場合 約 1,300円(月額)	自己負担(1割)の目安 1回250円(月額上限1,250円)

### 住民ボランティア等が提供する訪問活動事業

● サービスの内容	シルバー人材センターの会員が、掃除や食事の準備等の家事支援や 外出支援を行います。
● 頻度や時間	週1回 1時間程度
● 費用の目安	200円 / 1時間



## 通所による支援サービス

デイサービスセンター等で、介護予防を目的に、生活機能の維持向上のため  
の体操やレクリエーション等の支援を日帰りで行います。

### 通所介護事業者が提供するサービス

平成29年  
4月開始

● サービスの名称	予防通所サービス	活動援助サービス
● サービスの内容	・生活機能向上のための運動 ・レクリエーションなど ※食事・入浴を提供している 事業所もあります。	・生活機能維持のための運動 ・レクリエーションなど ※食事・入浴を提供している 事業所もあります。
● 送迎	自宅から施設までの間の送迎を 行うことを基本としています	送迎が無い場合があります
● 提供時間	3時間以上 ※事業所ごとに違いがあります	事業所ごとに違いがあります
● 費用	自己負担(1割)の目安 週1回・送迎ありの場合 約1,800円(月額)	自己負担(1割)の目安 ・4時間以上・送迎あり(送迎なし) 1回 400円(300円) ・4時間未満・送迎あり(送迎なし) 1回 330円(230円) (いずれも月額上限 1,705円)

平成29年  
4月開始

### 地域の自主活動団体等による通所事業

● サービスの内容	地域の自主団体等の活動による、介護予防を目的とした通いの場です。 ・生活機能維持のための運動 ・レクリエーションなど
● 開催場所	高齢者会館等
● 頻度や時間	週1回 3時間程度 ※開催場所ごとに違いがあります。
● 費用の目安	お茶代。会食のある場合は、食事代。

平成29年  
4月開始

### なかの元気アップセミナー

● サービスの内容	短期間で集中的に生活機能の改善を目指します。 ・ワイワイカラオケ体操プログラム ・テキパキ運動機能改善プログラム ・食べる幸せ口腔機能改善プログラム ・脳喝(のうかつ)プログラム
● 開催場所	高齢者施設、スポーツ・コミュニティプラザ等
● 頻度や時間	週1回 2時間程度 ※開催場所ごとに違いがあります。
● 費用の目安	原則、無料

### ミニコラム



運動は一人より  
仲間とする方が効果的!

スポーツ関係・ボランティア・趣味関係のグループ等の社会参加の割合が高い地域ほど、転倒、認知症やうつなどのリスクが低い傾向がみられることが、近年の研究で明らかになっています。

4



みんなの健康づくりのための施設を利用しましょう。

ひとりで健康づくりをしようとしても、三日坊主。  
健康づくりの知識を身につけたいけど、どうしたら良いか分からない。  
そんな方は、高齢者会館等を利用してみませんか。

### 高齢者会館等は

- 体力づくり教室(ロコモ予防コース、骨盤底筋力向上コース、腰痛・膝痛予防コース)
- 各種講演会
- 体操、音楽機器を活用した取組み、健康マージャン などなど

を実施しており、**区内在住の60歳以上の方はどなたでも利用できます。**

※体力づくり教室等の一部の事業は65歳以上が対象となります。

実施日時等、取組み内容の詳細は、高齢者会館等の施設に直接、お問い合わせください。

**開館日時** 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

**休館日** 土曜日、日曜日、祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)

### ● しんやまの家

住所: 南台4-25-1  
TEL: 03-3229-8175



各種体操やコーラス、麻雀教室・サロン、他にも楽しい事業を多数実施していますので、ぜひご参加ください。



### ● 南部高齢者会館

住所: 南台5-27-24  
TEL: 03-3381-4261



体操教室を多数実施しています。安木節(どじょうすくい)も実施していますので、一度体験してみませんか。

### ● やよいの園

住所: 弥生町3-33-8  
TEL: 03-3370-9841



ふりふり体操などの各種体操や、体力測定など幅広い事業を実施していますので、ぜひご参加ください。



● 本一高齢者会館

住所：本町1-7-6  
TEL: 03-3373-2958



幅広いジャンルの事業を多数実施しています。興味がある講座がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

● 鍋横区民活動センター分室

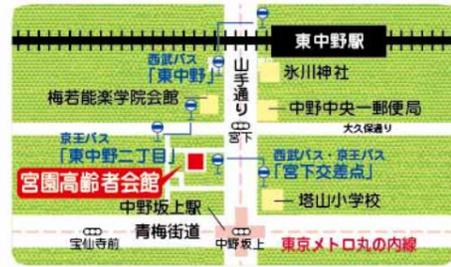
住所：本町4-44-3  
TEL: 03-3383-2733  
(鍋横区民活動センター事務局)



いきいき健康体操、すてきな手芸を実施しておりとても好評です。お気軽にご参加ください。

● 宮園高齢者会館

住所：中央2-18-21  
(東部区民活動センター併設)  
TEL: 03-3365-0318



恒例の毎日体操に多くの方が参加、体操教室が充実しています。毎週水曜日のコーヒーサロンも人気です。

● 昭和高齢者会館

住所：東中野3-19-18  
TEL: 03-3367-0813



毎日午前中に健康体操を実施、数多くの方が参加しています。静かで落ち着いた雰囲気のできる会館です。

● 東中野いこいの家

住所：東中野4-9-22-201  
TEL: 03-3364-5938



麻雀教室を実施、初心者の方へも指導しています。また、初級卓球教室も人気。茶道、囲碁、硬筆、書道と盛りだくさんです。

● 上高田高齢者会館

住所：上高田2-8-11  
TEL: 03-3385-3307



ほぼ毎日囲碁・将棋を実施、多くの男性が集っています。体操教室も人気、コーヒーサロンは週2回と充実、多くの方が参加しています。

● 上高田東高齢者会館

住所：上高田4-17-3  
TEL: 03-3228-7220



週1回初級麻雀を実施、男の料理教室や太極拳、チューブ体操も実施しています。すみれカフェも大好評です。

● 沼袋高齢者会館

住所：沼袋1-34-14  
(沼袋保育園併設)  
TEL: 03-3387-7381



各種体操の充実と毎週月曜のコーヒーサロンも好評ですので、初めての方もぜひ、ご参加ください。

● 松が丘シニアプラザ

住所：松が丘1-32-10  
TEL: 03-5380-5761



様々な体操事業を実施しています。平成28年4月にスタートした「健康輪投げ開放」は大注目です。ぜひ、ご参加ください。

● 野方高齢者会館

住所：野方2-29-12  
TEL: 03-3388-9586



「体操教室」「脳若返り教室」「折り紙」等の楽しい企画がもり沢山。まだ野方にいらした事がない方、ぜひお立ち寄り下さい。

● 東山高齢者会館

住所：野方4-41-7  
TEL: 03-3228-5280



毎週火曜日開催の座ってできる30分の東山体操、その後のティータイムで顔見知りも増えます。どなたでも大歓迎!

● 若宮高齢者会館

住所：大和町4-51-11  
TEL: 03-3338-2222



チューブでストレッチ体操や食事が人気です。ぜひ、ご参加ください。

● 若宮いこいの家  
住所：若宮1-49-1  
TEL: 03-3310-9819



「みんなで唄おう音楽会」は、皆が知っている歌を皆で楽しく歌う会です。ぜひ、ご参加ください。

● 白鷺高齢者会館  
住所：白鷺2-8-5  
TEL: 03-3223-8938



隔週で行っている「脳と身体を鍛える体操」や、唱歌を合唱する「音楽教室」が人気です。

● 鷺六高齢者会館  
住所：鷺宮6-25-8  
TEL: 03-3926-3656



足指を鍛える「ころばない体操」や頭を使って言葉遊びの「折句教室」等を行っています。ぜひ、ご参加ください。

● 鷺宮高齢者会館  
住所：若宮3-58-10  
(鷺宮すこやか福祉センター併設)  
TEL: 03-3310-1171



毎日、お昼前に「与作」の曲に合わせてハイハイホーと体操を行っています。ぜひ、ご参加ください。

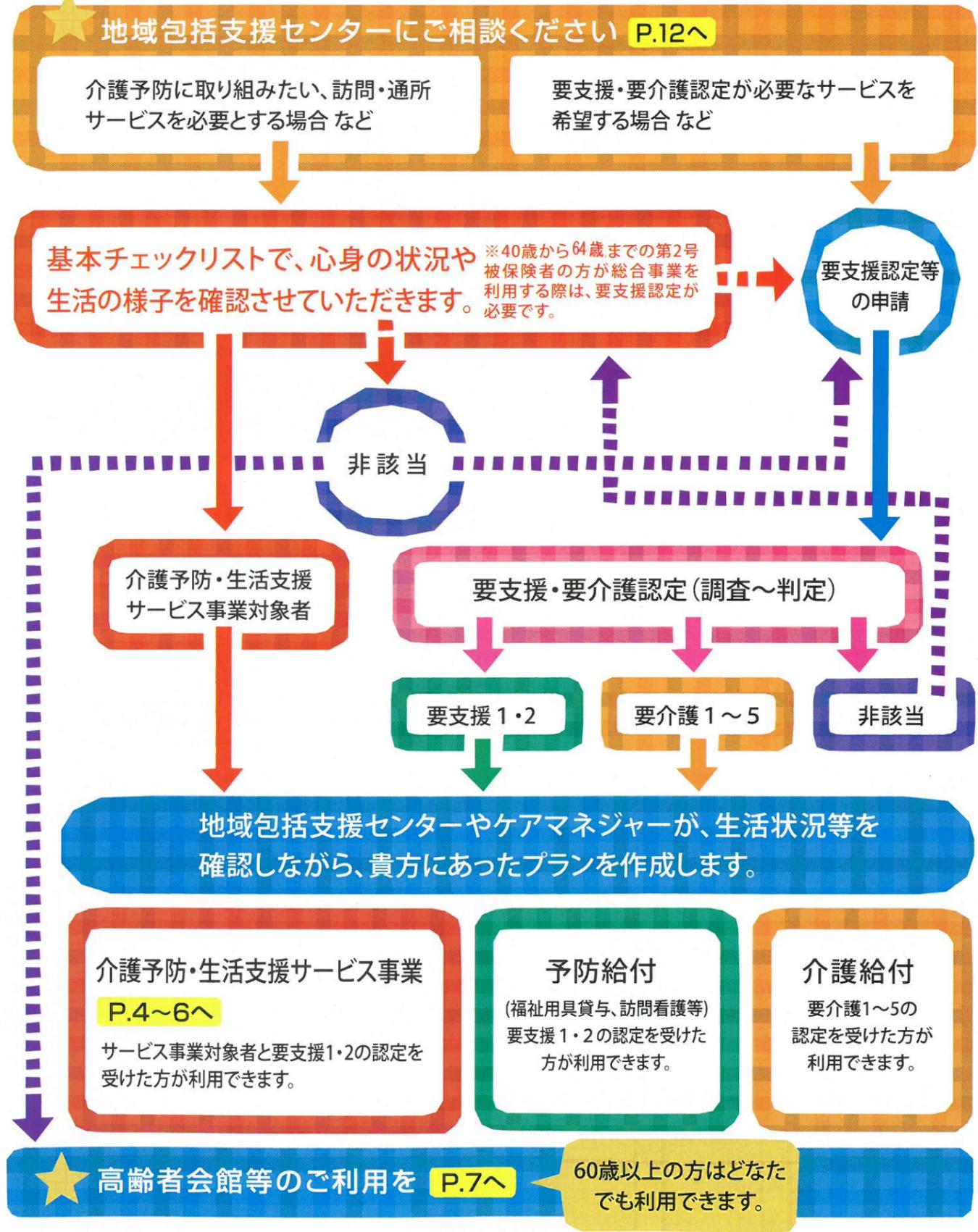


5



介護予防に参加・サービスを利用するには、  
どうしたらいいの？

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにまず、ご相談ください。  
介護予防の取り組みに参加したい、サービスを利用したい場合のほか、困っていることや心配なこと、気になることがあれば、地域包括支援センターにご相談ください。



# 中野区 地域包括支援センター 担当区域一覧

のぼりが  
目印!!



鷺宮すこやか福祉センター

## 上鷺宮 地域包括支援センター

住所:上鷺宮 3-17-4 (かみさぎホーム内)  
TEL:03-3577-8123  
FAX:03-3577-8124

丸山 2丁目 25~28  
野方 6丁目 36~40, 45~47, 52, 53  
白鷺 2・3丁目全域  
鷺宮 1~6丁目全域  
上鷺宮 1~5丁目全域

## 鷺宮 地域包括支援センター

住所:若宮 3-58-10 (鷺宮すこやか福祉センター内)  
TEL:03-3310-2553  
FAX:03-3310-1172

野方 1丁目 36~42, 50~53  
野方 5丁目 6, 8, 9, 35  
大和町 1丁目 1~11, 16~68  
大和町 2丁目 3~49 大和町 3・4丁目全域  
若宮 1丁目 1~9, 17~23, 28~59  
若宮 2・3丁目全域 白鷺 1丁目全域

北部すこやか福祉センター

## 江古田 地域包括支援センター

住所:江古田 4-31-10 (北部すこやか福祉センター内)  
TEL:03-3387-5550  
FAX:03-3387-5955

沼袋 1~4丁目全域  
江古田 1丁目 40~43 江古田 2~4丁目全域  
丸山 1丁目全域 丸山 2丁目 1~24  
野方 3・4丁目全域 野方 5丁目 1~5, 7, 10~34  
野方 6丁目 1~35, 41~44, 48~51  
若宮 1丁目 10~16, 24~27

## 中野北 地域包括支援センター

住所:松が丘 1-32-10 (松が丘シニアプラザ内)  
TEL:03-5380-6005  
FAX:03-5380-5762

中野 4丁目 3~7, 11, 12  
中野 5丁目 68 新井 1丁目 4~43 新井 2~5丁目全域  
松が丘 1・2丁目全域 江原町 1~3丁目全域  
江古田 1丁目 1~39  
野方 1丁目 1~35, 43~49, 54~58  
野方 2丁目全域 大和町 1丁目 12~15  
大和町 2丁目 1, 2

中部すこやか福祉センター

## 中野 地域包括支援センター

住所:中央 3-19-1 (中部すこやか福祉センター内)  
TEL:03-3367-7802  
FAX:03-3367-7800

中央 3丁目 3~21, 27~29, 37~51  
中央 4丁目 11~61 中央 5丁目 21~26, 28~49  
東中野 3丁目全域 中野 1丁目 32, 50, 55~58  
中野 2・3丁目全域 中野 4丁目 1, 2, 8~10, 13~23  
中野 5丁目 1~67 中野 6丁目全域  
上高田 1~5丁目全域 新井 1丁目 1~3

## 東中野 地域包括支援センター

住所:東中野 1-5-1  
TEL:03-3366-3318  
FAX:03-3366-3398

本町 1丁目 13~15, 31, 32  
本町 2丁目 46~51, 54  
本町 3丁目 27~33 本町 4丁目 5  
中央 1・2丁目全域 中央 3丁目 1, 2, 22~26  
東中野 1・2丁目全域 東中野 4・5丁目全域  
中野 1丁目 1~31, 33~49, 51~54, 59~63

南部すこやか福祉センター

## 本町 地域包括支援センター

住所:本町 5-10-4 (倶楽部千代田會館内)  
TEL:03-5385-3733  
FAX:03-5385-3776

弥生町 1丁目 1~37, 40~60  
弥生町 2丁目 1~42 本町 1丁目 1~12, 16~30  
本町 2丁目 1~45, 52, 53  
本町 3丁目 1~26 本町 4丁目 1~4, 6~48  
本町 5・6丁目全域 中央 3丁目 30~36  
中央 4丁目 1~10 中央 5丁目 1~20, 27

## 南中野 地域包括支援センター

住所:弥生町 5-11-26 (南部すこやか福祉センター内)  
TEL:03-5340-7885  
FAX:03-5340-7886

南台 1~5丁目全域  
弥生町 1丁目 38, 39  
弥生町 2丁目 43~53  
弥生町 3~6丁目全域

### 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

中野区では、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」を構築していきます。その中で、高齢者自身の能力を最大限に活かして、要介護状態になることを予防するための仕組みである総合事業を、平成29年4月より実施します。

# 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは？

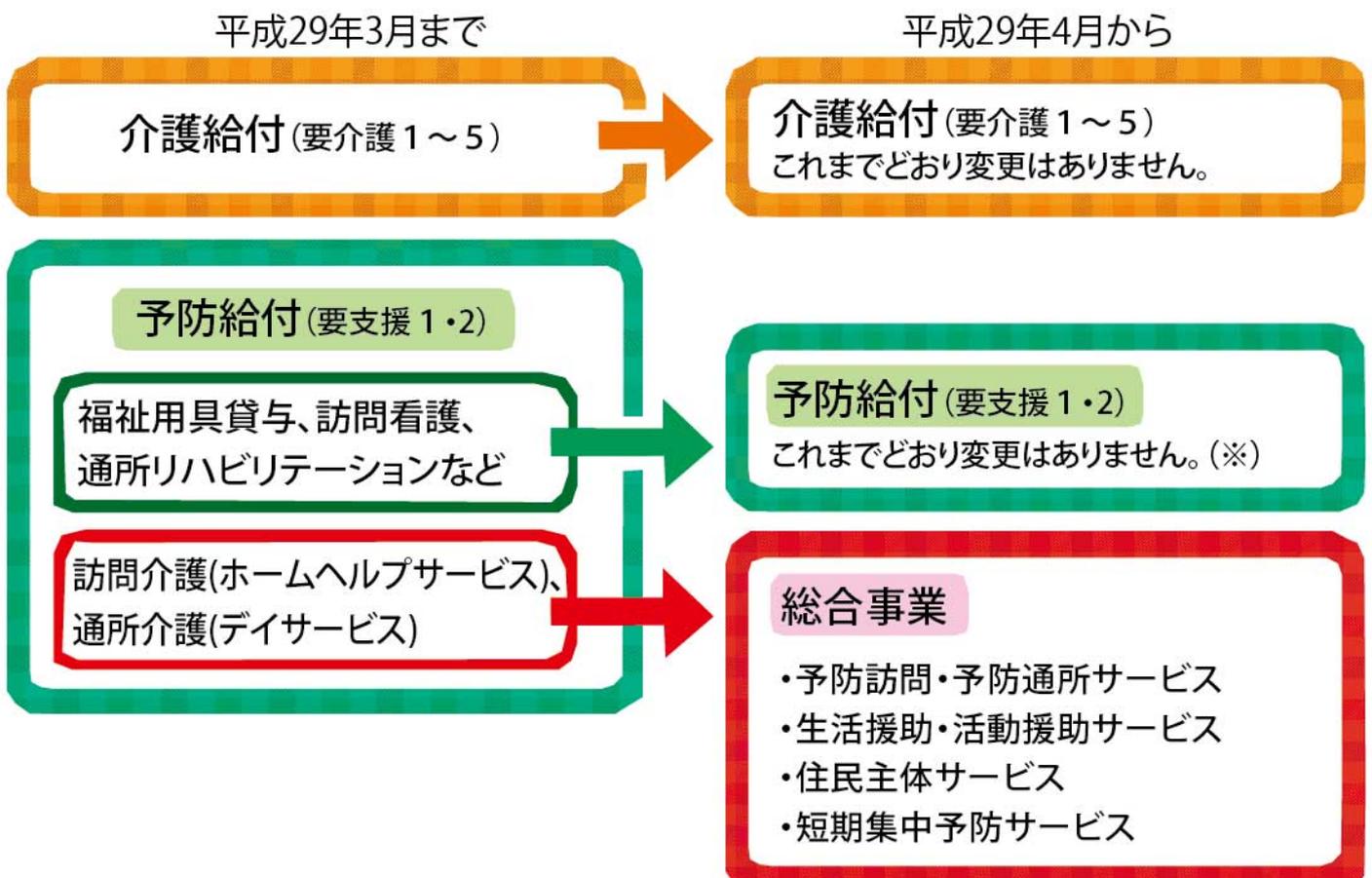
中野区では平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始します。総合事業では、現行の予防給付（要支援の方に対するサービス）と同様の訪問・通所サービスのほか、ボランティア、NPOなど、地域の団体活動を支援し、介護予防や生活支援のニーズに応える多様なサービスを地域で展開していきます。

## ● サービス利用の手続きの一部を簡素化します。

予防給付のうち訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）のみを利用する高齢者が、引き続きサービスの利用を希望する場合には、基本チェックリスト〈生活状況等についての簡易な質問〉に回答することで、要支援・要介護認定を受けずにサービスを継続して利用できるようになります。

## ● ホームヘルプとデイサービスが総合事業へ

予防給付のうち訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）を総合事業に移行します。また、中野区の独自の基準による訪問サービス（生活援助サービス）、通所サービス（活動援助サービス）を新たに実施します。



※予防給付のうち訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）以外の要支援者に対するサービス（介護予防福祉用具貸与など）はこれまでどおり予防給付の中で利用できます。

# よくある質問

## Q いつから総合事業を利用できるの？

A 中野区では、平成29年4月以降、総合事業のサービスをご利用いただけます。

### 要支援認定を受けている方

地域包括支援センターやケアマネジャーとご相談ください。

### 要支援認定を受けていない方

日常生活に不安がある・介護予防に取り組みたい等の理由から総合事業を新たに利用したい場合は、地域包括支援センターにご相談ください。

## Q 現在、要支援認定を受けています。今まで来ていたヘルパーさんは今後も来てくれるの？ これまでのデイサービスに同じように通えるの？

A これまでどおり、どの事業所のサービスを利用するかは、ご本人の意向、心身の状態や生活状況を確認した上で、地域包括支援センターやケアマネジャーと相談しながら決めることになります。これまで利用していた事業所が総合事業のサービスを提供している場合には利用を継続することが出来ますので、担当の地域包括支援センターやケアマネジャーとご相談ください。

## Q 生活援助サービスや活動援助サービスは、従来のサービスと何が違うの？

A 中野区の独自の基準によるこれらのサービスは、総合事業の対象者の状態などを考慮した人員配置や利用料(※)などを設定したサービスです。生活援助サービスは、従来の予防給付の訪問介護のうち生活支援のサービス(身体介護を除く)を利用できます。また、活動援助サービスは、予防給付の通所介護と同程度のサービス(専門的なリハビリ等を除く)を利用できます。  
※自己負担を軽減するようにしています。

## Q 要介護の人も総合事業の訪問サービス、通所サービスを利用できるの？

A 総合事業の訪問サービス、通所サービスは、要支援1・2または基本チェックリストで判定されたサービス事業対象者の方が利用できるサービスです。要介護の方は、利用できません。

## Q 基本チェックリストで判定されたサービス事業対象者は、判定の有効期間がないの？

A サービス事業対象者は、判定の有効期間がありませんが、地域包括支援センター等が実施するケアマネジメントの中で、一定の期間ごとに、基本チェックリストを実施し、ご本人の心身の状態や生活状況を確認します。なお、サービス事業対象者の介護保険被保険者証の記載事項は、以下のとおりとなります。

<p>(一)</p> <p>介護保険被保険者証</p> <p>番号</p> <p>被住所</p> <p>フリガナ</p> <p>氏名</p> <p>生</p> <p>交付年</p> <p>保険者並びに者の名</p> <p>び印</p>	<p>(二)</p> <p>事業対象者</p> <p>要介護状態区分等</p> <p>認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日) 平成 29 年 ● 月 ● 日</p> <p>認定の有効期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</p> <p>居宅サービス等 区分支給限度基準額 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 1月当たり</p> <p>(うち種類支給限度基準額)</p> <p>サービス利用 種類支給限度基準額</p> <p>種類の指定</p>	<p>(三)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付制限</th> <th>内容</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称</td> <td>〇〇地域包括支援センター</td> <td>届出年月日 平成 29 年 △ 月 △ 日 届出年月日 平成 年 月 日 届出年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>介護保険施設等</td> <td>種類</td> <td>入所等年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名称</td> <td>退所等年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>種類</td> <td>入所等年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名称</td> <td>退所等年月日 平成 年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	給付制限	内容	期間			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	〇〇地域包括支援センター	届出年月日 平成 29 年 △ 月 △ 日 届出年月日 平成 年 月 日 届出年月日 平成 年 月 日	介護保険施設等	種類	入所等年月日 平成 年 月 日		名称	退所等年月日 平成 年 月 日		種類	入所等年月日 平成 年 月 日		名称	退所等年月日 平成 年 月 日
給付制限	内容	期間																											
		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日																											
		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日																											
		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日																											
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	〇〇地域包括支援センター	届出年月日 平成 29 年 △ 月 △ 日 届出年月日 平成 年 月 日 届出年月日 平成 年 月 日																											
介護保険施設等	種類	入所等年月日 平成 年 月 日																											
	名称	退所等年月日 平成 年 月 日																											
	種類	入所等年月日 平成 年 月 日																											
	名称	退所等年月日 平成 年 月 日																											

被保険者証に、サービス事業対象者の『認定年月日』は記載されますが、『認定の有効期間』欄は記載されません。